

旭川市における民生委員児童委員活動の現状について

1 民生委員児童委員とは

(1) 民生委員児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された「地域において相談・支援を行う民間の奉仕者（ボランティア）」であり、児童福祉法に基づき児童委員も兼ねている。

主任児童委員は児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当している。

ひとり暮らしの高齢者、子育て世帯、生活困窮者など、さまざまな課題を抱えて手助けを必要としている地域住民が増加しており、民生委員児童委員には、そうした住民の身近な相談相手として、関係機関のつなぎ役や、地域の見守り役として大きな期待が寄せられている。

民生委員法で定める民生委員の職務は、次のとおり。

ア 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

イ 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

ウ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

エ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

オ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

カ 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

(2) 地区民生委員児童委員協議会

民生委員法により、民生委員は市長が定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならないとされており、旭川市においては、全ての民生委員児童委員が、市内全域を34地区に分けた地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）のいずれかに所属して活動している。

地区民児協は、所属する民生委員児童委員から選出された会長、副会長等の役員が中心となり、自主的に運営されており、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、そうした課題への対応方法の検討や、委員同士の学習の場として研修の実施など、個々の民生委員児童委員を組織として支え、関係機関・団体と共に地域福祉の推進に取り組んでいる。

(3) 旭川市民生委員児童委員連絡協議会

旭川市民生委員児童委員連絡協議会（以下、「市民児連」という。）は、民生委員児童委員の知識及び技術の向上並びに相互の連絡調整を行い、関係機関と連携して住民の福祉の増進を図ることを目的とした任意の組織である。

市民児連は、市内の34地区民児協をもって組織し、事務局を社会福祉法人旭川市社会福祉協議会に置いている。

市民児連が行う事業は、次のとおり。

- ア 地区民児協の連絡調整に関すること。
- イ 社会福祉を目的とする事業又は活動の支援に関すること。
- ウ 住民の福祉の増進に関すること。
- エ 民生委員児童委員の資質向上に関すること。
- オ 民生委員児童委員の慶弔に関すること。
- カ その他目的達成に必要なこと。

2 民生委員児童委員活動の課題とその原因

民生委員児童委員は住民に身近な相談相手として、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って、地域住民からの相談に応じ、困りごとの解決に向けた必要な援助を行うための活動を行っている。

しかし、近年急速に進行する少子高齢化や、独居世帯や母子世帯の増加、長引く景気の低迷など、昨今の社会情勢の変化を背景として、人と人とのつながりの希薄化し、社会から孤立していく住民が増えており、民生委員児童委員の業務負担も増加傾向にある。

民生委員児童委員活動における近年の負担増加の具体的な要因としては、

- ①支援対象者の増加による事務作業・活動時間の増加
- ②困難事例の増加による支援調整の複雑化
- ③最新の支援情報へのアップデートの頻度増加
- ④会議、研修への参加機会の増加

などが課題となっており、新たな民生委員児童委員の確保が難航する要因となっている。

（本市の充足率は96.7% ※令和5年4月1日時点）

こうした課題の解決のために、本市では令和5年度に旭川市民生委員児童委員専業業務支援ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）を構築し、運用を開始しているが、いくつかの課題は、更なる取組の充実が必要であることから、本事業では特に次の(2)に着目して課題解決を図ることを目指す。

(1) 事務作業の簡略化、活動の効率化

民生委員児童委員は、それぞれ日常的に地域住民に対して行う相談・支援等の活動内容を分類別・統計的に整理して、定められた様式の活動記録に、記載することになっている。

また、活動記録に記載した内容は、項目毎に活動件数を集計して、毎月報告することとなり、各地区民児協の会長は、地区単位で活動件数を取りまとめ、市民児連に報告することになっている。

そうした活動報告に係る事務作業は、支援対象者の増加、困難事例の増加に伴い作業量が増えている。集計・報告に至るまで手作業・紙ベースでの事務処理を行っていることから、こうした事務に係る作業の簡素化・効率化が必要と考えたことから、令和5年度に運用開始したポータルサイトに活動記録の報告・集計機能を盛り込んでおり、今後運用する中で一定程度の負担軽減が図られていくものと考えている。

(2) 支援調整に必要な情報入手・情報共有の円滑化

行政が提供する福祉サービスや支援事業は、事業内容の見直しや、新たなサービスが追加になるなど、年々事業内容が更新されることから、民生委員児童委員が困りごとを抱えてた地域住民から相談を受けた際に、最新の情報に基づいてアドバイス等を行うことが求められている。

特に臨時的な給付金や機関限定の支援サービスなどについては、行政から民生委員児童委員に対し、事業内容を迅速かつ正確に伝達する必要があるため、困りごとを抱えた市民に対する支援を調整するために必要な最新の支援情報を入手できる環境を整える必要があると考える。

また、コロナ禍を通じて、個々の民生委員児童委員同士の相互の交流も希薄化してきており、日頃の支援活動に関する情報交換・情報共有ができる掲示板機能も必要と考える。

なお、ポータルサイトに行政情報の提供機能や委員相互の質問・回答機能を盛り込んでいるが、日々更新される最新の支援情報に迅速かつ正確にたどり着ける環境は整っていない状況である。

(3) 会議、研修のオンライン化

前述のとおり、福祉サービスや支援事業は年々事業内容が更新されることや、地域を取り巻く社会情勢の変化に伴い、民生委員児童委員への情報提供や知識を習得するための機会の必要性が高まっている。

一方で、就労しているなど時間的な制約が多い民生委員児童委員が増加傾向にあることから、限られた時間でも活動に参加できるような仕組みの構築や活動時間の短縮につながる工夫や見直しが必要と考える。

そのため、一度参加した会議や研修に関する資料や映像データを閲覧できる環境を整えることは、民生委員児童委員の資質の向上に繋がるものと考え、ポータルサイトにオンライン会議・研修の機能を盛り込んでおり、今後運用を進める中で負担軽減と資質の向上が図られていくものと考えている。

3 民生委員児童委員の世代交代の不可避

旭川市の民生委員児童委員は全体の半数以上が70歳以上であり、選任にあたっての年齢要件は原則75歳未満の者としていることから、今後5カ年で半数以上の委員の交代が余儀なくされている状況である。

なお、次回の民生委員児童委員一斉改選は令和7年12月1日となっており、その際に大量の委員の交代が見込まれることから、経験年数の長い委員が大量に退任する前に、長年蓄積した支援に係るノウハウを後任委員に引き継ぐための環境整備と、新任の民生委員児童委員に対する支援体制の整備が急務となっている。

<参考>

○令和5年度 地域福祉の担い手調査 より

令和5年6月5日～30日に、地域福祉の中心的な担い手として活動している民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会の会長及び事務局長の方々、1015人（回答者数491人）に対して調査を実施。

